

香川県報



第 44 号

平成 15 年

6月6日(金曜日)

雑報

○平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

告 示

●香川県告示第三百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理人
香川県副知事 川 北 文 雄

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
徳島県徳島市寺島本町東1丁目8番地
学校法人村崎学園
理事長 村崎正人

(2) 事業場の所在地及び名称
さぬき市志度字堂林1314-1
徳島文理大学香川校

(3) 特定施設に関する事項

種 類	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される洗浄施設	
	能 力	流し 45基
工 期	工事着手予定年月日	許可日
	工事完成予定年月日	着手後6月
等	使用開始予定年月日	完成日の翌日

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)	一
○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	(障害福祉課)	三
○知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	(")	四
○児童福祉法の規定による事業者の指定	(")	四
○道路の区域変更（二件）	(道路保全課)	五
○道路の区域変更及び供用開始（二件）	(")	五
○道路の供用開始（二件）	(")	六
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民参画課)	七
○肥料の登録	(農業経営課)	七
○収去飼料の試験結果の概要	(畜産課)	九
○土地改良事業の適否決定	(土地改良課)	九
○土地改良事業の認可	(")	九
○土地改良区の定款の変更の認可	(")	九
○土地改良区の役員の就任の届出（二件）	(")	九
○県営土地改良事業の工事完了	(")	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	一一
○開発行為に関する工事（公共施設）の完了	(")	一一
監査委員公表		
○監査結果に基づく措置の公表		一二

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間				9時から17時、8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最	大
	水素イオン濃度	3~11			3~11
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20			20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20			20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	20			20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5			5
	りん含有量 (mg/ℓ)	1			1
排出される汚水等の量(m ³ /日)		4.55			
種	類	し尿処理施設			
能	力	300m ³ /日 1,491人槽			
工	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
期	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最	大
	水素イオン濃度	5.8~8.6			5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10			15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15			20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	30			40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10			20

りん含有量 (mg/ℓ)		3	4
大腸菌群数 (個/cm ³)		2,000	3,000
排出される汚水等の量(m ³ /日)		(変更前240) 261.4	300
(4) 汚水等の処理施設に関する事項			
種	類	薬品洗浄排水処理設備	
能	力	5 m ³ /日	
汚水等の処理方式		中和還元方式	
工	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後6月	
期	使用開始予定年月日	完成日の翌日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		9時から17時、8時間使用	
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度	通常 3~11	最大 3~11
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	20
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	20	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	5
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	1
排出される汚水等の量(m ³ /日)		4.55	5
種	類	し尿処理施設	

能力	300㎡/日	
汚水等の処理方式	長時間ばっ気十凝集分離	
工期等	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	

処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
水素1オゾン濃度の汚染状態	水素1オゾン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	190	250	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	190	250	15	20
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	250	30	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	40	10	20
りん含有量 (mg/ℓ)		5	5.5	3	4
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(変更前240) 261.4	300	(変更前240) 261.4	300

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口			
		通常	最大	通常	最大
水素1オゾン濃度		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20	15	20

排出水の量 (m ³ /日)	第2排水口及び第3排水口は、雨水専用			
	浮遊物質 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	りん含有量 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)
240	30	10	3	2,000
300	40	20	4	3,000
261.4	30	10	3	2,000
300	40	20	4	3,000

第2排水口及び第3排水口は、雨水専用
 (備考) 今回の申請は、学校施設増設に伴う洗浄施設の設置及び既存し尿処理施設の新構造基準への告示適合替えを行うものであるが、学校定員の減少等により、本事業場から排出される排出水の汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- 期間
平成15年6月6日から
平成15年6月27日まで
- 場所
香川県環境森林部環境管理課
さぬき市市民部環境衛生課

●香川県告示第百二十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十五年六月六日

香川県知事職務代理人
 香川県副知事 川北文雄

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇八五一	坂出タクシー介護センター	坂出タクシー株式会社	平成十五年五月一日	身体障害者居宅介護

一二	坂出市川津町三五 〇三番地二	坂出市川津町三五 〇三番地二		
三七〇〇一 一〇〇八六一 一〇	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	平成十五年 六月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇一 一〇〇八七一 一八	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	平成十五年 六月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第三百二十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

三七〇〇二 一〇〇八五一 一一	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地二	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地二	平成十五年 五月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇二 一〇〇八六一 一九	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	平成十五年 六月一日	知的障害者居宅 介護

三七〇〇二 一〇〇八七一 一七	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	平成十五年 六月一日	知的障害者居宅 介護
-----------------------	--	--	---------------	---------------

●香川県告示第三百二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

三七〇〇三 一〇〇八五一 一〇	坂出タクシー介護 センター 坂出市川津町三五 〇三番地二	坂出タクシー株式 会社 坂出市川津町三五 〇三番地二	平成十五年 五月一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇八六一 一八	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	有限会社介護支援 サービスセンター 御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三	平成十五年 六月一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇八七一 一六	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七一一六〇 二	平成十五年 六月一日	児童居宅介護

●香川県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
香川郡塩江町大字安原下字鮎滝上 第三号四四一番一地先から 香川郡塩江町大字安原下字関第三 号六六五番一地先まで	前	六・八 ） 二一・四	特殊改良一 種工事に伴 う現道拡幅
	後	七・四 ） 五七・〇	

●香川県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松長尾大内線（十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
	前		
	後		

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
さぬき市大川町富田中字西岡三四 二三番一地先から さぬき市大川町富田中字西岡三三 一番二地先まで	前	二〇・〇 ） 四五・五	地方特定道 路整備工事 による現道 拡幅及び交 換による不 用物件化
	後	二二・〇 ） 四五・五	

●香川県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀三好線（四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
仲多度郡仲南町大字塩入字中川原 七九〇番一二五地先から 仲多度郡仲南町大字塩入字中川原 七九〇番一二五地先まで	前	一六・八 ） 三一・二	道路改修事 業による現 道拡幅
	後	二二・八 ） 四八・八	

四 供用開始の期日 平成十五年六月六日

●香川県告示第三百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 道路の種類 県道(一般)

二 路線名 西白方善通寺線(二百十七号)

三 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
前	仲多度郡多度津町大字山階字阿庄 一三〇七番一地从先から 仲多度郡多度津町大字山階字阿庄 一三九一番一地从先まで	一三・六 四九・〇	九一	道路改修事業に伴う仮設道の設置
後	仲多度郡多度津町大字山階字阿庄 一三〇七番一地从先から 仲多度郡多度津町大字山階字阿庄 一三九一番一地从先まで	九・〇 一四・〇	九七	

四 供用開始の期日 平成十五年六月六日

●香川県告示第三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 道路の種類 県道(一般)

二 路線名 多度津丸亀線(二百五号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階字阿庄一三四九番一地从先から 仲多度郡多度津町大字山階字阿庄一三九一番二地从先まで	一四・〇 二一・〇	六九	平成十四年香川県告示第三百八十一号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十五年六月六日

●香川県告示第三百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年六月六日から同年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二百七十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階字岡山一三九一 番二地先から 仲多度郡多度津町大字山階字岡山一三九六 番二地先まで	三・〇 一八・〇	四九	平成十四年 香川県告示 第三百八十 二号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十五年六月六日

公 告

●香川県公告第三百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年七月二十八日まで縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

- 一 申請のあった年月日
平成十五年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人日本ドルフィンセラピー協会
辻井 正次
- 三 定款に記載された目的
さぬき市津田町鶴羽一五一九番地一

この法人は、人とイルカとの相互作用に関する科学的研究を行い、障害児とその家族およびに児童や一般の人々に対する、イルカ介在活動、イルカ介在療法などに関する事業を行うとともに、イルカ介在療法の専門家育成を行う。またその研究成果を発達教育・発達療育、社会教育、福祉、医療、自然環境等に役立て、心豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

登 録 年 月 日	登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生産業者の氏 名又は名称及 び 住 所
平成十五 年五月二 十日	香川県 第七三二 号	肉骨粉	チキンミ ー	窒素全量 九・〇 りん酸全量 五・〇	該当なし	讃佑化成企業 組合 高松市西山崎 町一五二番地

●香川県公告第三百八十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第七項の規定により、平成十五年五月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 川 北 文 雄

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		収去場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要							
粗たん白質 (%)		粗脂肪 (%)		カルシウム (%)		リン (%)		粗繊維 (%)		粗灰分 (%)		その他の検査		違反の内容	
坂出市昭和町二丁目 一番二二号 日和産業株式会社 坂出工場		同上		ニチワ印ブロイラー 肥育後期用配合飼料 ブロイラーG仕上		平成十五年 五月		二〇・四	八・二	〇・八〇	〇・六四	三・〇	四・七	水分 一一・八%	
坂出市築港町二丁目 八番一号 ジェイエイ四国くみ あい飼料株式会社 坂出工場		同上		くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤ 17		平成十五年 五月		一九・二	五・二	三・七〇	〇・六三	二・五	一一・三	水分 一一・九%	
同上		くみあい配合飼料 Eブロイラー仕上18		平成十五年 五月		二〇・〇	七・四	〇・八一	〇・七三	二・七	四・七	水分 一一・八%			
同上		くみあい配合飼料 新北辰CM		平成十五年 五月		一六・四	四・一	〇・六四	〇・五七	二・三	四・四	水分 一二・七%			

●香川県公告第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、高松市屋島東町土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業・小規模（都市型）三つ池下池地区）を行うことについて平成十五年五月二十三日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年六月二十日から同年七月十日まで縦覧に供する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

●香川県公告第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年五月二十二日認可した。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業川島東町峰友北地区
〃	単独市費補助土地改良事業由良町川西地区

●香川県公告第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、舟岡池土地改良区の定款の変更を平成十五年五月十九日認可した。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

●香川県公告第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、舟岡池

土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	山崎 正憲	高松市仏生山町甲一一三六番地	平成一五、五、四
〃	太田 義文	〃	〃
〃	太田 進	甲一〇八八番地	〃
〃	杉ノ内直行	甲一〇九三番地	〃
〃	小比賀富雄	甲一一三三番地	〃
〃	太田 輝彦	香川県香川町大字浅野一四三番地一	〃
〃	川原 省吾	高松市仏生山町甲一〇六一番地	〃
〃	佃 幸夫	甲一四九一番地	〃
〃	岡 正夫	寺井町七四二番地二	〃
〃	宮脇 稔	五三三番地二	〃
〃	野口 吉美	四〇九番地一	〃
〃	生嶋 満	一二九〇番地三	〃
〃	生嶋 美一	七七〇番地	〃
〃	太田 孝雄	五四二番地四	〃
〃	山崎 静雄	七五九番地	〃
〃	田村 豊一	一三四四番地	〃
監事	薬師浦修身	仏生山町甲一二九四番地三	〃
〃	二 就任した役員	香川県香川町大字寺井七〇三、七〇四番地二	〃
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	小比賀富雄	香川県香川町大字浅野一四三番地一	平成一五、五、五
〃	太田 進	高松市仏生山町甲一〇九三番地	〃

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員			
理事	横井 功	高松市鶴市町九七〇番地	平成一五、三、三一
〃	高崎 浅夫	飯田町一〇二五番地一	〃
〃	柿ノ木良晴	〃 二三八番地	〃
〃	續木 一郎	〃 鶴市町三八六番地一	〃
〃	西谷 正徳	〃 一七〇〇番地	〃
〃	太田 輝彦	〃 甲一〇六一番地	〃
〃	川原 省吾	〃 甲一四九一番地	〃
〃	杉ノ内 始	〃 甲一二九番地一	〃
〃	百相 國一	〃 甲一一一七番地一	〃
〃	高木 壽一	〃 甲一五七四番地	〃
〃	佃 幸夫	〃 寺井町七四二番地二	〃
〃	岡 正夫	〃 五三三番地二	〃
〃	宮脇 稔	〃 四〇九番地一	〃
〃	生嶋 満	〃 七七〇番地	〃
〃	生嶋 美一	〃 五四二番地四	〃
〃	太田 孝雄	〃 七五九番地	〃
〃	山崎 静雄	〃 一三四四番地	〃
〃	野口 正夫	〃 一三〇一番地一	〃
監事	田村 豊一	〃 仏生山町甲一二九四番地三	〃
〃	薬師浦修身	〃 香川郡香川町大字寺井七〇三番地	〃
●香川県公告第三百九十号			
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市			
弦打土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。			
平成十五年六月六日			
香川県知事職務代理者			
香川県副知事 川 北 文 雄			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員			
理事	松本 行則	高松市飯田町六七八番地五	平成一五、四、一
〃	高崎 頼高	〃 九番地	〃
〃	柿ノ木良晴	〃 二三八番地	〃
〃	藤村 恒美	〃 五五九番地	〃
〃	東原 一志	〃 一二三八番地三	〃
〃	後藤 武司	〃 鶴市町八一二番地二	〃
〃	滝口 健二	〃 一五九五番地	〃
〃	横井 隆明	〃 二〇四五番地一〇	〃
〃	藤田 健二	〃 二〇〇八番地二三	〃
〃	野达 和躬	〃 郷東町一八四番地二	〃
監事	小早川文雄	〃 鶴市町九三番地	〃
〃	大西 善明	〃 五九〇番地一	〃
〃	山田 正義	〃 飯田町一二八五番地一	〃
●香川県公告第三百九十一号			
次の県管土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。			
平成十五年六月六日			
香川県知事職務代理者			
香川県副知事 川 北 文 雄			

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業(小規模)	平池下池地区	平成一五、二、二〇

●香川県公告第三百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市高屋町字浜西一二七〇―二、一二七〇―三、一二七〇―五、一二七〇―六、一二七〇―七、一二七〇―八、一二七〇―九、一二七〇―一〇、一二七〇―一一及び一二七〇―一二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市大屋富町三一〇〇番地

株式会社エコプランズ

代表取締役 松浦玲子

●香川県公告第三百九十三号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市高屋町字浜西一二七〇―二、一二七〇―三、一二七〇―五、一二七〇―六、一二七〇―七、一二七〇―八、一二七〇―九、一二七〇―一〇、一二七〇―一一及び一二七〇―一二

二 工事を完了した公共施設の種類の、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員四・二六メートル、延長四二・〇〇メートル)
坂出市高屋町字浜西一二七〇―二の一部

2 排水施設

排水管(直径三〇〇ミリメートル、延長四二・三〇メートル)

坂出市高屋町字浜西一二七〇―二の一部及び同地先市道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市大屋富町三一〇〇番地

株式会社エコプランズ

代表取締役 松浦玲子

雑 報

財団法人不動産適正取引推進機構から依頼があったので、次のとおり公示する。

平成十五年六月六日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する公示

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十六条の二第一項の規定による香川県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小野 邦 久

一 試験の日時 平成十五年十月十九日(日曜日) 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「指定講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

以下「指定講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込書の受付の際に指定する。

三 試験の内容

- 1 内容 おおむね次の事項について行う。
 - (一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

<p>(三) 土地及び建物についての法令上の制限に関する事。</p> <p>(四) 土地及び建物についての税に関する法令に関する事。</p> <p>(五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事。</p> <p>(六) 宅地及び建物の価格の評定に関する事。</p> <p>(七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事。</p> <p>ただし、指定講習修了者については、(一)及び(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。</p> <p>2 出題法令</p> <p>平成十五年四月一日現在施行されている法令による。</p> <p>四 試験の方法及び出題数</p> <p>1 方法 四肢択一式の筆記試験による。</p> <p>2 出題数 五十問</p> <p>ただし、指定講習修了者については、四十五問とする。</p> <p>五 受験資格</p> <p>年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。</p> <p>六 受験申込書の交付</p> <p>1 交付期間及び交付時間</p> <p>平成十五年七月七日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)まで(土曜日(2の(一)を除く。)、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前十時から午後四時(2の(一)を除く。)(八月一日は午後四時三十分)までとする。</p> <p>2の(一)にあつては、午前九時三十分から午後四時三十分、土曜日は午前九時三十分から十一時三十分までとする。</p> <p>2 交付場所</p> <p>(一) 社団法人香川県宅地建物取引業協会 高松市松福町一丁目一〇番五号 香川県不動産会館</p> <p>(二) 同協会 丸亀支部 丸亀市土器町西一丁目九五九番地</p> <p>(三) 同協会 坂出支部 坂出市久米町一丁目二五番三九号</p> <p>(四) 同協会 三豊支部 観音寺市観音寺町甲三三〇番六号</p>	<p>七 受験手数料 七、〇〇〇円</p> <p>受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人の負担とする。)</p> <p>八 受験申込書の受付</p> <p>1 受験申込書の受付期間及び受付時間</p> <p>平成十五年七月二十八日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで(正午から午後一時までは除く。)とする。</p> <p>2 受験申込書の受付場所</p> <p>社団法人香川県宅地建物取引業協会</p> <p>なお、郵送による受付も行うので、その場合は、社団法人香川県宅地建物取引業協会(高松市松福町一丁目一〇番五号)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十五年七月七日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。)</p> <p>3 提出書類</p> <p>(一) 受験申込書(受験手数料納入済みを証する郵便振替払込受付証明書はつたもの)</p> <p>(二) 写真一枚(受験申込前六月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き及び無背景で、縦四・五センチメートルから五センチメートルまで及び横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)</p> <p>(三) 指定講習修了者については、(一)及び(二)に加えて講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)</p> <p>九 合格発表</p> <p>1 発表の期日</p> <p>平成十五年十二月三日(水曜日)</p> <p>2 発表の方法</p> <p>社団法人香川県宅地建物取引業協会での合格者一覧表の掲示及び合格者本人への合格証書の送付により行う。</p> <p>試験に関する問い合わせ先</p> <p>社団法人香川県宅地建物取引業協会 電話番号(〇八七) 八三三―二三〇〇</p> <p>十</p>
---	---

資料公表

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年 6月 6日

香川県監査委員

鎌田守泰
同 名和基延
同 石川稠治
同 広瀬員義

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成14年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 証紙収入人について 仮運転免許試験手数料(1件につき2,050円) 2件について種目別に分類及び整理する際に仮運転免許証交付手数料(1件につき1,200円)と錯誤し処理したため証紙収納簿の件数及び収納金額を誤り、これに基づき証紙収納報告も同様に誤ったものとなっており、是正する必要がある。 (高松北警察署)</p>	<p>収入証拠書類をつづり直し、証紙収納簿及び証紙収納報告書を是正した。</p>
<p>イ 通勤手当の支給について 自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受</p>	<p>平成15年2月分の給与において返納済である。今後の支給については、十分に確認の上、適正に行</p>

検討指示事項	<p>けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。 (坂出警察署)</p>	<p>職員に対し、扶養手当の支給要件及び届出に必要な書類を認識させるとともに、別居の親を扶養親族として認定する場合には、親への送金状況が分かる資料の提出を求め審査するよう指導した。</p>
	<p>扶養手当認定手続について別居の親を扶養親族とする場合には、所得証明書等同居の場合に必要とされる書類に加え、別居の理由及び扶養の方法を記載した書類の提出を求め審査することとしているが、運用上の要件である親への送り額が親の収入額全体の3分の1以上であることについての認識が十分なされないことから支給要件の確認方法を整備(人事課)</p>	

平成十五年六月六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています